

## 電子記録移転有価証券表示権利等取引管理約款

### (約款の趣旨)

第1条 この約款は、金融商品取引業等に関する内閣府令に定める電子記録移転有価証券表示権利等（以下、「電子記録移転有価証券表示権利等」といいます。）の取引及び保護預り（以下、「本サービス」といいます。）について、お客様とスターツ証券株式会社（以下、「当社」といいます。）との間の権利義務関係を明確にすることを目的とするものです。

尚、この約款に特段の定めのないものについては、当社の約款等の定めによるものとします。

### (法令等の遵守)

第2条 お客様及び当社は本サービスの取扱いにあたり、この約款によるほか、法令並びに日本証券業協会等の諸規則を遵守するものとします。

### (個人情報等提供同意)

第3条 本サービスをご利用されるお客様は、当社が、お客様の氏名又は名称、住所又は所在地、生年月日、電子メールアドレス（お客様が法人の場合、お客様の役職員の氏名、住所、電子メールアドレスを含みます。）、保有する電子記録移転有価証券表示権利等の数量等の情報（以下、「お客様情報」といいます。）を、次に定める者に通知することを、ご同意いただいたものとして取り扱います。

但し、当社の取扱う電子記録移転有価証券表示権利等の一部においては、別途当社の指定する確認書等においてご同意いただく場合があります。

- (1) 当社の電子記録移転有価証券表示権利等の保管管理業務等の委託先及び原簿等（第4条において定義します。）を管理する者（以下、「原簿管理人」といいます。）（これらの者の委託先を含みます。）
- (2) 電子記録移転有価証券表示権利等の発行・管理・移転等を行うシステム（以下、「プラットフォーム」といいます。）の運営に係るコンソーシアムの会員
- (3) プラットフォームの提供事業者（保守又はサポート等の提供事業者を含みます。）
- (4) 社債管理者、社債管理補助者、担保付社債信託法第1条に定義される信託会社
- (5) 発行者（発行者の運営代理人を含みます。）
- (6) 前各号に掲げる者に対するお客様情報通知の為に当社が利用するサービスの提供事業者
- (7) 本サービスが採用するブロックチェーン基盤の提供事業者（保守又はサポート等の提供事業者を含みます。）

### (電子記録移転有価証券表示権利等の取引の利用)

第4条 お客様は電子記録移転有価証券表示権利等の取引を行うにあたっては、当社における約款の規定に基づき保護預り口座の開設を行ったうえで、別途定める当社所定の手続きによ

り申し込みを行い、当社が承諾した場合に取引を行うことができます。

- 2 お客様は、当社が認める方法及び単位にて電子記録移転有価証券表示権利等の取引を行うものとします。

当社に取引に関する注文を行った場合には、お客様は当社にその取引の結果必要となるプラットフォームにおける記録及び社債原簿、受益権原簿その他電子記録移転有価証券表示権利等の権利者に係る原簿（以下、「原簿等」といいます。）の書き換えの指図等（電子記録移転有価証券表示権利等の譲渡又は財産的価値の移転に係る発行者に対する承諾の依頼を含みます。以下同じ。）を行うことを委託したものとします。

尚、当社は電子記録移転有価証券表示権利等のプラットフォームにおける記録及び原簿等の書き換えの指図等を他の会社へ委託することがあります。

- 3 当社において取扱う電子記録移転有価証券表示権利等は、当社が定めるところにより指定するものとします。

尚、当社は電子記録移転有価証券表示権利等の取扱いについてお客様からお問い合わせがあった場合には、お客様にその取扱い可否を回答致します。

- 4 お客様は、電子記録移転有価証券表示権利等に質入れその他第三者の権利を設定することはできず、当社においては質権等の設定の記録等の管理は行わないものとします。

また、電子記録移転有価証券表示権利等を第三者に利用させることはできません。

（電子記録移転有価証券表示権利等の売買注文に係る取扱い）

第5条 お客様による電子記録移転有価証券表示権利等の売買の注文に係る取扱いについては、当社が別途定める方法によるものとします。

尚、当社は電子記録移転有価証券表示権利等の譲渡について制限を設ける場合があり、お客様は当該制限をご確認いただいたうえで取引いただくものとします。

（プラットフォーム）

第6条 当社において電子記録移転有価証券表示権利等の取引及び管理に利用するプラットフォームは別途定めるものとし、銘柄ごとにいずれのプラットフォームを使用するかは当社及び当該銘柄の発行者の定めるところによります。

- 2 当社は、銘柄ごとのプラットフォームについての情報を当社が別途定める方法によりお知らせ致します。

（電子記録移転有価証券表示権利等の管理）

第7条 当社は、当社が別途定める電子記録移転有価証券表示権利等（以下、「保護預り電子記録移転有価証券表示権利等」といいます。）の管理にあたっては、次の方法によりお預かりします。

- (1) 当社は、保護預り電子記録移転有価証券表示権利等を表示する財産的価値を移転する為に必要な情報（以下、「秘密鍵」といいます。）を、当社が責任を持って、当社又は当社が秘密鍵の生成・管理を委託する第三者（以下、「委託先会社」といいます。）

において安全確実に管理致します。

尚、秘密鍵はお客様にて管理いただくことはできません。

(2) 当社は保護預り電子記録移転有価証券表示権利等に関する事項に関して、プラットフォーム上の名義人に対して、次の通知を行います。

但し、発行者から当社に通知が行われない場合又は当社が通知を要しないと考える場合には、通知を行わない場合があります。

- ① 発行者に関する電子記録移転有価証券表示権利等の権利者としての地位に重大な変化を及ぼす事実
- ② 配当金、利子、収益分配金及び償還金等（以下、「配当金等」といいます。）の通知
- ③ 発行者に関する合併その他重要な株主総会議案、社員総会議案その他それらに類する決議に関する通知

(3) 当社は、お客様から保護預り電子記録移転有価証券表示権利等の配当金等の支払いの請求につき委任を受けるものとし、当社が受け取り、お客様への支払いを行います。

その他の取扱いに係る定めを有する保護預り電子記録移転有価証券表示権利等については、当該定めに従いお客様へ支払われます。

2 前項に定める保護預り電子記録移転有価証券表示権利等以外の電子記録移転有価証券表示権利等については、当社ではお預かりいたしません。

その場合、お客様にて管理いただく電子記録移転有価証券表示権利等の流出等の損害については、当社はその責を負いません。

3 当社は、次の各号のいずれかに該当する電子記録移転有価証券表示権利等については、この約款の他の定めにかかわらず、当該電子記録移転有価証券表示権利等の取引に伴い移転及び管理、並びに配当金等の支払いを行いません。

- (1) 差押えを受けたものその他法令等の定めにより名義変更及び配当金等の支払い等を行うことを禁止されたもの
- (2) 法令等で禁止される譲渡又は質入れにかかるもの
- (3) 配当金等の処理に伴う原簿等の確定の為に発行者等が指定する移管停止期間にあるもの
- (4) 前各号のほか、当社が移転若しくは移管の取扱い又は管理を行うことが適当でないとして判断したもの

(差押え等)

第8条 当社は、お客様に次の事由が発生した場合、この約款の他の定めにかかわらず、直ちに次に定めるとおりお客様の電子記録移転有価証券表示権利等に係る口座を停止し、電子記録移転有価証券表示権利等の譲渡及び配当金等の支払いを停止します。

但し、当社の取扱う電子記録移転有価証券表示権利等の一部について、当社が別途お客様の当該電子記録移転有価証券表示権利等に係る口座の停止、電子記録移転有価証券表示権利等の譲渡又は配当金等の支払いの停止等に関する措置を定めた場合には、当該措置に

つきお客様に通知するものとします。

- (1) お客様の電子記録移転有価証券表示権利等につき裁判所から借差押命令又は差押命令の送達があった場合（この場合、当該差押送達等の対象である電子記録移転有価証券表示権利等に関する譲渡及び配当金等の支払いを停止します。但し、当社が当該送達の名宛人である場合は、当該命令の内容に沿った措置をとるものとします。）
- (2) お客様が国税又は地方税を滞納したことにより、国税徴収法又は地方税法等に基づく滞納処分として、お客様の保有する電子記録移転有価証券表示権利等の差押えに係る債権差押通知書の送達があった場合（この場合、当該滞納処分としての差押送達の対象である電子記録移転有価証券表示権利等に関する譲渡及び配当金等の支払いを停止します。但し、当社が当該送達の名宛人である場合は、当該命令の内容に沿った措置をとるものとします。）
- (3) お客様につき裁判所又は管財人から破産手続開始決定、会社更生手続開始決定又は民事再生手続における管理命令の発令があった場合（この場合、お客様が保有する全ての電子記録移転有価証券表示権利等に関する譲渡及び配当金等の支払いを停止します。）
- (4) 前号の場合、管財人から、電子記録移転有価証券表示権利等に係る口座におけるお客様の名義を変更する為、又はお客様の電子記録移転有価証券表示権利等につき管財人が当社に開設する電子記録移転有価証券表示権利等に係る口座に移管する為に、当社の指定する書類の提出があった時には、当社は、当該名義の変更又は口座への移管を行うものとします。

(特定口座への預け入れ)

第9条 お客様は、お客様が当社で特定口座を開設している場合であって、この約款の第1条に規定する電子記録移転有価証券表示権利等のうち当社が認める銘柄（以下、「指定電子記録移転有価証券表示権利等」といいます。）について、特定口座へ預け入れすることができるものとします。

- 2 お客様は、特定口座へ預け入れを行う場合には、次の各号に掲げる譲渡以外の有償譲渡を行うことができません。
  - (1) 当社への譲渡
  - (2) 当社への売委託により行う譲渡
  - (3) 当該指定電子記録移転有価証券表示権利等を発行した法人に対して行う譲渡であって、当該譲渡に係る請求について当社を経由して行うもの
  - (4) 租税特別措置法第37条の10第3項又は同法第37条の11第4項各号に規定する事由による譲渡であって、当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当社を経由して行われるもの
- 3 お客様が前項の規定に違反して、同項各号に掲げる方法以外の方法で有償譲渡を行った場合、当社は、当該有償譲渡の結果、必要となるプラットフォームにおける記録及び原簿等の書き換えの指図等を行わず、これらを他の会社へ委託することも行わないものとしま

す。

- 4 前項の場合、お客様は、当該譲渡に係る内容を直ちに当社に通知するものとします。  
尚、当該譲渡が行われた指定電子記録移転有価証券表示権利等は、特定口座からお客様の一般口座に払い出されるものとします。
- 5 その他、特定口座での電子記録移転有価証券表示権利等の取扱いに関しては、当社の約款等により取扱うものとします。

(他社からの移管に関する事項)

第10条 お客様のご都合により、他の証券会社等で管理されるお客様名義の電子記録移転有価証券表示権利等について、当社への移管を希望される場合、お客様は予め当社での取扱いが可能であるかを当社に確認するものとします。

当社での取扱いがない場合その他当社の都合により、移管することができない場合があります。

- 2 当社での取扱いが可能である場合、お客様は当社所定のお手続きを行うものとします。
- 3 前項のお手続きを行ったお客様は、他の証券会社等と当社との間のお客様名義の電子記録移転有価証券表示権利等を移管するに際して必要となるお客様情報の開示、通知又は取得その他当該移管に際して必要な一切の手続きを行うことにご同意いただいたものとして取り扱います。
- 4 当社は、第7条第3項各号のいずれかに該当する電子記録移転有価証券表示権利等については、この約款の他の定めにもかかわらず、当該電子記録移転有価証券表示権利等について移管のお取扱いをいたしません。

(他社への移管に関する事項)

第11条 お客様のご都合により、当社で管理されるお客様名義の電子記録移転有価証券表示権利等について、他の証券会社等への移管を希望される場合、お客様は予め移管希望先の証券会社等で取扱いが可能であるかを確認するものとします。

移管希望先の証券会社等において取扱いがない場合その他移管希望先の都合により、移管することができない場合があります。

- 2 移管希望先の証券会社での取扱いが可能である場合、お客様は当社所定のお手続きを行うものとします。  
尚、当該移管に係る手数料又は費用等をご負担いただく場合があります。
- 3 前項のお手続きを行ったお客様は、他の証券会社等と当社との間のお客様名義の電子記録移転有価証券表示権利等を移管するに際して必要となるお客様情報の提示、通知又は取得その他当該移管に際して必要な一切の手続きを行うことにご同意いただいたものとして取扱います。
- 4 当社は、第7条第3項各号のいずれかに該当する電子記録移転有価証券表示権利等については、この約款の他の定めにもかかわらず、当該電子記録移転有価証券表示権利等について移管のお取扱いをいたしません。

(相続、遺贈又は贈与に関する事項)

第12条 電子記録移転有価証券表示権利等の相続、遺贈又は贈与を受けたお客様（以下、「相続人等」と総称します。）は、当社に対して当該電子記録移転有価証券表示権利等の相続、遺贈又は贈与があった旨を届け出るものとします。

2 相続人等が、前項の届出を行った時点において、保護預り口座を開設していない場合又はこの約款に合意していない場合、速やかに保護預り口座を開設し、またこの約款に合意するものとします。

但し、当社は、相続人等による保護預り口座の開設及び電子記録移転有価証券表示権利等の取引をお断りすることがあります。

3 この約款に合意した相続人等は、相続、遺贈又は贈与を受けた電子記録移転有価証券表示権利等の移管又は移転の為に必要な当社所定のお手続きを行うものとします。

4 本条第1項から前項の定めにかかわらず、指定電子記録移転有価証券表示権利等の相続、遺贈又は贈与の場合、相続又は遺贈の場合は相続人等が、贈与の場合は贈与を行ったお客様が、当社に対して、当該指定電子記録移転有価証券表示権利等の相続、遺贈又は贈与があった旨を直ちに通知しなければならないものとします。

この場合、指定電子記録移転有価証券表示権利等の移管は、他の約款の定めに従って行うものとします。

(免責事項)

第13条 当社は、本サービスに関して、証券総合サービス口座約款に掲げる免責事項のほか、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。

- (1) 第7条第1項第1号により当社若しくは委託先会社が管理する秘密鍵が第三者に流出又は不正に作成された場合で、かつ、当社に故意又は重大な過失がない場合
- (2) プラットフォームに障害が発生し、又は発行者又は原簿管理人に法令違反行為又は過失があった場合で、かつ、当社に故意又は重大な過失がない場合
- (3) プラットフォームに存在する隠れた瑕疵が顕在化し、かつ、かかる瑕疵の存在につき事前に当社が認識していなかったことについて、当社に重大な過失がない場合
- (4) 通信機器、通信回線、コンピュータ等のシステム危機等の障害若しくは瑕疵、これらを通じた情報伝達システム等の障害若しくは瑕疵、又は第三者による妨害、侵入、情報改変等により、本サービスの提供ができなくなった場合、又は本サービスの伝達遅延、誤謬若しくは欠陥が生じた場合
- (5) お客様からの注文が、当社の重大な過失によらないシステム上の障害、制限、エラー、内容の瑕疵等により発注されなかった場合又は誤った発注となった場合（当社に電子記録移転有価証券表示権利等の内容又は価格等の情報提供を行う者（発行者及び原簿管理人を含みますが、これらに限りません。以下、「情報配信元」といいます。）における障害又は回線障害等によって正常に価格等の情報提供が行われなかったことに伴い、お客様からの注文が行われなかった場合若しくは誤って行われた場合、又は行われた注文等が発注されなかった場合若しくは誤った発注となった場合

を含みます。)

但し、本号の事態が発生した場合であっても、当社の重大な過失の有無にかかわらず、それまでに成立した取引の有効性には、何ら影響が及ばないものとします。

- (6) 本サービスの利用の受付けに際し、入力されたユーザーネーム及びパスワードと、予め当社に登録されているものとの一致を確認して当社が行った取引
  - (7) お客様が電子記録移転有価証券表示権利等に係る対抗要件具備の為に必要な手続きを行わなかった為にお客様が当該電子記録移転有価証券表示権利等に係る権利を失った場合
  - (8) 本サービスで提供する情報につき、誤謬、欠陥があった場合で、かつ、当社に故意又は重大な過失がない場合
  - (9) 本サービスで提供する情報につき、公正な価格形成又は円滑な流通を阻害している又は阻害する恐れがあると判断され、情報配信元がその提供する情報の全部又は一部の変更又は中止を行った場合
  - (10) 天災地変、政変、同盟罷業、外貨事情の急変又は外国為替市場の閉鎖等、不可抗力と認められる事由により、売買の執行、金銭及び有価証券の授受又は寄託の手續等が遅延し、又は不能となった場合
  - (11) 前各号に掲げるもののほか、やむを得ない事由による本サービスの提供の中止、中断又は内容等の変更を行った場合
- 2 前項に規定する免責事項のほか、当社は、他の約款の免責事項に定める損害についても賠償の責任を負わないものとします。
- 尚、各約款の免責事項の内容につきましては、それぞれの約款をご確認ください。

(システム障害時の注文)

第14条 お客様から当社が受託した注文が、明らかに当社が提供するシステムの不具合に起因して、執行の遅延若しくは不能となった状態であると当社が判断した場合（お客様に帰属する通信機器、携帯電話、固定電話、インターネット通信回線等の不具合や、情報配信元等の障害又は回線障害等、当社のシステムの不具合に起因しない場合を除きます。）には、当社の定める方法により注文内容等を精査・検証し、必要に応じて、本来約定すべきであった価格で約定追加、約定取消若しくは単価訂正等（以下、「過誤訂正処理」といいます。）を行うことがあります。

2 前項の過誤訂正処理を行う場合には、当社が定める方法で連絡します。

お客様は過誤訂正を希望される場合には、所定の期限までに必要事項を回答するものとし、所定期日までに回答がない場合、当社の定める方法により処理するものとします。

3 前2項の規定は、逸失利益及び機会損失には、適用しないものとします。

(解約に関する確認事項)

第15条 約款等の規定による解約に際しては、プラットフォーム上に記録されたお客様名義の保護預り電子記録移転有価証券表示権利等を取扱いのある他の証券会社等に移管いただくか、

お客様の指示により換金、反対売買等を行ったうえ、売却代金等の返還を行います。

(準拠法及び合意管轄)

第16条 この約款に関する準拠法は日本法とします。

お客様と当社との間のこの約款に関する訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(約款の変更)

第17条 この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。

改定を行う旨及び改定後の約款の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネット又はその他相当の方法により周知します。

附 則

2025年3月12日 制定